# ○国立大学法人埼玉大学研究機構規程

平成16年11月25日
規則第183号

改正　平成17．3.10　16規則209　平成18．4．1　18規則24
平成18．6.22　18規則112　平成20．3．1　19規則96
平成20．4．1　20規則16　平成20．8．7　20規則81
平成20.12.26　20規則114　平成21．2.26　20規則129
平成24．6.21　24規則2　平成25.12.19　25規則22
平成26．3.20　25規則34　平成28．3.17　27規則72
平成28．9.29　28規則9　平成29．3．7　28規則33
平成29．3.28　28規則37　平成31．4．1　31規則4
令和元．6.27　元規則8　令和２．3.26　元規則43
令和４．3.17　３規則41　令和４.12.15　４規則32
令和６．3.28　５規則73

（趣旨）

**第１条**　この規程は、国立大学法人埼玉大学学則第７条第２項の規定に基づき、研究機構に関し、必要な事項を定める。

（目的）

**第２条**　研究機構は、本学において世界的水準の研究を推進することを目指し、このため、重点領域を定めて、研究の活性化及び研究支援の充実・強化を図り、その成果を広く社会に還元することを目的とする。

（業務）

**第３条**　研究機構においては、次に掲げる業務を行う。

(1) 本学における研究戦略の企画・推進

(2) 産学官・地域との連携活動

(3) 知的財産の創出、取得、管理及び活用

(4) 技術移転の推進

(5) 本学における研究教育の支援

(6) その他研究機構の目的を達成するために必要な事項

（研究推進室及びセンター等）

**第４条**　研究機構に、前条に掲げる業務を遂行するために、次の組織を置く。

(1) 研究推進室

(2) オープンイノベーションセンター

(3) 先端産業国際ラボラトリー

(4) 科学分析支援センター

(5) 総合技術支援センター

(6) リサーチ・アドミニストレーターオフィス

(7) 戦略研究センター

(8) 社会変革研究センター

２　前項の組織に関する事項は、別に定める。

（機構長）

**第５条**　研究機構に機構長を置き、学長が指名する理事又は副学長をもって充てる。

２　機構長は、研究機構を統括する。

（副機構長）

**第６条**　機構長の下に副機構長２人（研究推進担当及び産学官連携担当）を置き、本学の専任教授をもって充て、学長が委嘱する。

２　副機構長は、機構長の命を受けて、研究機構を統括補佐する。

３　副機構長の任期は２年とし、再任を妨げない。ただし、副機構長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（研究機構会議）

**第７条**　研究機構に、本学における研究及び産学官連携等に関する事項を審議するため、研究機構会議を置く。

２　研究機構会議に関し必要な事項は、別に定める。

（全学戦略的研究推進委員会）

**第８条**　研究機構に、戦略研究センターに置く研究領域及び研究グループにおける研究の企画・推進、進捗状況確認・評価、全学的支援体制等に関する事項を審議するため、全学戦略的研究推進委員会を置く。

２　全学戦略的研究推進委員会に関し必要な事項は、別に定める。

（事務）

**第９条**　研究機構の事務は、研究・連携推進部研究推進・国際連携課において処理する。

（雑則）

**第１０条**　この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

**附　則**

１　この規則は、平成17年１月１日から施行する。

２　本規則施行後、最初に就任する副機構長及び兼任教員の任期については、第７条第３項又は第８条第２項の規定にかかわらず、平成18年３月31日までとする。

**附　則**（平成17．3.10　16規則209）

この規則は、平成17年４月１日から施行する。

**附　則**（平成18．4．1　18規則24）

この規則は、平成18年４月１日から施行する。

**附　則**（平成18．6.22　18規則112）

この規則は、平成18年７月１日から施行する。

**附　則**（平成20．3．1　19規則96）

この規程は、平成20年３月１日から施行する。

**附　則**（平成20．４．１　20規則16）

この規程は、平成20年４月１日から施行する。

**附　則**（平成20．８．７　20規則81）

この規程は、平成20年９月１日から施行する。

**附　則**（平成20.12.26　20規則114）

この規程は、平成21年１月１日から施行する。

**附　則**（平成21．2.26　20規則129）

この規程は、平成21年４月１日から施行する。

**附　則**（平成24．6.21　24規則2）

この規程は、平成24年６月21日から施行し、平成24年４月１日から適用する。

**附　則**（平成25.12.19　25規則22）

この規程は、平成26年１月１日から施行する。

**附　則**（平成26．3.20　25規則34）

１　この規程は、平成26年４月１日から施行する。

２　国立大学法人埼玉大学研究機構産学官連携企画室規程（平成24年規則第23号）は、廃止する。

**附　則**（平成28．3.17　27規則72）

この規程は、平成28年４月１日から施行する。

**附　則**（平成28．9.29　28規則9）

この規程は、平成28年９月29日から施行する。

**附　則**（平成29．3.7　28規則33）

この規程は、平成29年４月１日から施行する。

**附　則**（平成29．3.28　28規則37）

この規程は、平成29年４月１日から施行する。

**附　則**（平成31．4.1　31規則4）

この規程は、平成31年４月１日から施行する。

**附　則**（平成31．6.27　元規則8）

この規程は、令和元年７月１日から施行する。

**附　則**（令和２．3.26　元規則43）

この規程は、令和２年４月１日から施行する。

**附　則**（令和４．3.17　３規則41）

この規程は、令和４年４月１日から施行する。

**附　則**（令和４.12.15　４規則32）

この規程は、令和５年１月１日から施行する。

**附　則**（令和６．3.28　５規則73）

１　この規程は、令和６年４月１日から施行する。

２　国立大学法人埼玉大学研究機構社会調査研究センター規程（平成25年規則第10号）は、廃止する。